

乙第1号議案

沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する
条例

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

第1条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

(沖縄県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

第8条の2第2項ただし書中「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第15条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第25条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第57条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）」を削る。

第36条中「同法」を「番号法」に改める。

第58条第2項中「（平成15年法律第58号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたことを踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号が個人情報に含まれることを明確化する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。